

○越前町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例

平成17年2月1日

条例第94号

改正 平成18年9月26日条例第19号

平成18年12月27日条例第24号

平成19年12月26日条例第22号

平成24年3月26日条例第10号

平成25年3月22日条例第17号

（目的）

第1条 この条例は、重度障害者（児）に医療費の一部を助成することにより適正な医療を給付し、健康保持を図り、重度障害者（児）の福祉増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例による医療費助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者（病院、障害者支援施設その他規則で定める施設（以下「施設等」という。）に入院、入所又は入居（以下「入所等」という。）したことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、本町以外の市町村から当該施設等に入所等する際に本町の区域内に住所を変更したと認められるものを除く。）であって、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、加入者又は組合員と被扶養者（社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）の1級、2級又は3級に該当する者

（2） 福井県知的障害者療育手帳交付要綱（昭和49年2月25日

付け婦第304号)に基づく、療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受け、越前町重症心身障害児(者)等福祉手当要綱(平成17年越前町告示第27号)第2条第1項第2号ア、イ、ウに該当する者

(3) 療育手帳の交付を受け児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する福井県総合福祉相談所(以下「福祉相談所」という。)において、規則で定めるところにより知能指数が50以下と判定された者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級に該当する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けた者

(住所地特例)

第2条の2 施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等する際に本町の区域内に住所を有していたと認められるもの(本町以外の市町村に所在する施設等に入所等した者に限る。)は、前条に規定する本町の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、継続して2以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に本町に住所を有していたと認められる場合に限り前条に規定する本町の区域内に住所を有する者とみなす。

(助成)

第3条 町長は、前2条に規定する被保険者、加入者又は組合員と被扶養者が、次に掲げる額から社会保険各法の規定により保険者が負担する額を控除した額(以下「負担費用」という。)を支払ったときは、

当該負担費用に相当する額を助成するものとする。ただし、第2条第1項第4号に該当する者にあつては、病院又は診療所へ入院しないで行われる医療を受ける場合に必要な費用の額の負担に限るものとし、児童福祉法第24条の20第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所等した者が、当該指定障害児入所施設等において受ける医療については、療養の給付を受けた場合において負担すべき自己負担金に限るものとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する療養に要する額

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する入院時食事療養費及び入院時生活療養費の額

(3) 健康保険法第86条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する保険外併用療養費の額

(4) 健康保険法第87条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する療養費の額

(5) 健康保険法第88条第4項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する訪問看護療養費の額

(6) 健康保険法第110条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する家族療養費の額

(7) 健康保険法第111条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する家族訪問看護療養費の額

2 社会保険各法に基づく規約又は定款により、付加給付を受ける定めがある場合は、前項の規定により助成する金額から当該付加金の額を

控除するものとする。

(助成の制限)

第4条 前条に規定する負担費用の助成は、対象者又は扶養義務者等の所得が規則で定める額を超えるときは、行わないものとする。

(医療費受給資格の登録)

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより町長に申請して、重度障害者(児)医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 町長は、前条の規定による登録をしたときは、規則で定める受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条 第5条の規定により登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、医療を受ける際、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 受給資格者が、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。この場合において、当該受給資格者の死亡等により、受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が定める者が、申請するものとする。ただし、受給資格者が支払う負担費用について、医療に係るレセプトの写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に送付協力する医療機関において医療を受けた場合は、この限りでない。

(助成の決定等)

第9条 町長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、規則の定める通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条ただし書の規定による場合において、国保連からの報告に基づいて助成の額を決定し、前項通知書により受給資格者に通知するものとする。

(交付の時期等)

第10条 町長は、第8条の規定に基づき申請があった日から1月以内に、前条第1項の規定により決定した助成金額を申請者に交付するものとする。

2 町長は、第8条ただし書の規定による場合において、国保連からの報告があった日から1月以内に、前条第2項の規定により決定した助成金額を受給資格者に交付するものとする。

3 前2項の場合において、死亡等により当該申請者又は受給資格者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が定める者に交付するものとする。

(手数料の支給)

第11条 町長は、重度障害者(児)医療費の領収証明について当該医療機関に、領収証明手数料(以下「事務に要した費用」という。)を支払うことができる。

2 町長は、協力医療機関において、第8条ただし書に規定する手続を行った場合、当該医療機関に事務手数料を支払うことができる。

3 町長は、国保連からの報告に対して事務処理手数料を支払うことができる。

4 前3項の規定による事務に要した費用については、別に規則で定める。

(届出義務)

第12条 受給資格者は、受給資格者の氏名、住所、その他規則で定める事項について、変更があったときは、速やかに町長に規則で定めるところにより届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供し

てはならない。

(助成費の返還)

第14条 町長は、偽りその他の不正行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、第3条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の朝日町重度心身障害者(児)医療費の助成に関する条例(昭和48年朝日町条例第14号)、宮崎村重度心身障害者(児)医療費の助成に関する条例(平成2年宮崎村条例第7号)、越前町重度心身障害者(児)医療費の助成に関する条例(昭和48年越前町条例第5号)又は織田町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年織田町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月26日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の越前町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関

において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 12 月 27 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第 6 条に規定する受給資格証の交付を受けている者であって、施行の日（以下「施行日」という。）前に福井県以外の区域から本町の区域内の施設等に住所を変更したと認められる者については、改正後の越前町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例第 2 条の対象者とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 6 条に規定する受給資格証の交付を受けている者であって、施行日前に施設等に住所を変更したと認められる者については、受給資格証の有効期間内においては第 2 条の対象者とみなす。ただし、第 5 条に規定する医療費受給資格登録に変更があった場合はこの限りでない。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 17 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。